

第三期特定健康診査等実施計画書

Growing Together with Our Customers

平成30年度～平成35年度

平成30年9月29日
アマダ健康保険組合

我が国は、高齢化の急速な進展とともに生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も約3分の1であることから、生活習慣病対策が必要となっている。

不健康な生活習慣による生活習慣病の発症と重症化の過程において、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備群の減少を目指すこととなり、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画書は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年を1期として、特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、板金機械の開発製造販売等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

1. 加入事業所数

23事業所である。

2. 所在エリア

神奈川、静岡、岐阜、兵庫、福島県等に本社・工場があり、各都道府県に営業所が点在している。

3. 加入者

平成30年9月末現在で加入者は9,061人であり、内訳は被保険者4,361人、被扶養者4,700人となっている。男女比は、男60：女40であり、平均年齢は、被保険者44歳、被扶養者26歳となっている。

4. 健診実施状況

①被保険者健診

年1回、定期健康診断を各事業所において実施している。また、当健康保険組合の保健事業である人間ドック等健診を利用し、定期健康診断の代用としている。

②被扶養者健診

35歳以上の配偶者の希望者には人間ドックを認めており、神奈川県を中心に43の健診機関(平成25年度実施機関)と契約している。

3-(1). 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

①被保険者

- (i) 事業所における定期健康診断の結果データを事業所から受領する。
- (ii) 人間ドック等健診受診者の結果データは、健診実施機関から受領する。

②被扶養者

- (i) 実施方法の工夫等により受診率の向上を図る。
- (ii) 結果データは、健診実施機関から受領する。

3. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

①被保険者

- (i) 保健師により、特定保健指導を実施することを基本とする。
- (ii) 保健師が在籍または契約のない事業所、営業所については、当健康保険組合が契約する委託先保健指導機関において実施する。
- (iii) 複数の保健指導機関と契約し、そのときの状況や体制に応じた特定保健指導が提供できる体制とする。

②被扶養者

- (i) 保健指導機関に特定保健指導の実施を委託する。
- (ii) 複数の保健指導機関と契約し、対象者の居住地や年齢、リスクなどに応じた特定保健指導が提供できる体制とする。

I-(1). 達成目標(特定健康診査)

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を**90%**とする。

(国が示す保険者種別目標に即した設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

○目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者	96%	98%	98%	98%	100%	100%
被扶養者	40%	45%	48%	48%	70%	72%
加入者合計	76%	80%	80%	85%	90%	90%

2. 特定健康指導の実施に係る目標

平成35年度における特定健康指導の実施率を**55%**とする。

(国が示す保険者種別目標に即した設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

○目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者	680人	680人	660人	640人	620人	600人
実施率	40%	45%	50%	50%	55%	55%
実施人数	272人	306人	330人	320人	341人	330人

Ⅱ-(1). 対象者数(特定健康診査)

●被保険者

※人数は、平成29年4月現在を基に推移した。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	2, 814人	2, 842人	2, 870人	2, 898人	2, 926人	2, 955人
目標実施率	96%	98%	98%	98%	100%	100%
目標実施人数	2, 673人	2, 785人	2, 813人	2, 840人	2, 926人	2, 955人

●被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	1, 451人	1, 465人	1, 611人	1, 627人	1, 643人	1, 659人
目標実施率	40%	45%	48%	48%	70%	72%
目標実施人数	580人	660人	772人	780人	1, 186人	1, 197人

●被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	4, 265人	4, 307人	4, 481人	4, 525人	4, 569人	4, 614人
目標実施率	76%	80%	80%	85%	90%	90%
目標実施人数	3, 253人	3, 445人	3, 585人	3, 620人	4, 112人	4, 152人

90% は、国が示した設定率

Ⅱ-(2). 対象者数(特定保健指導)

●被保険者

※人数は、平成29年4月現在を基に推移した。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者	630人	630人	615人	595人	575人	560人
目標実施率	40%	46%	51%	51%	56%	56%
目標実施人数	252人	291人	315人	305人	326人	315人

●被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者	50人	50人	45人	45人	45人	40人
目標実施率	20%	30%	33%	33%	33%	37%
目標実施人数	10人	15人	15人	15人	15人	15人

●被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者	680人	680人	660人	640人	620人	600人
目標実施率	40%	45%	50%	50%	55%	55%
目標実施人数	272人	306人	330人	320人	341人	330人

55% は、国が示した設定率

Ⅲ-(1). 特定健康診査の実施方法

1. 実施場所

被保険者	被扶養者
各事業所、営業所等で契約する健診機関を使い、事業所、営業所等の所定の場所や健診機関で行う。	最寄りの健診機関や医療機関で行う。

2. 実施健診項目

被保険者	被扶養者
実施健診項目は、労働安全衛生法に定める健診項目と健保組合で定める健診項目とする。	実施健診項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目と健保組合で定める健診項目とする。

3. 実施時期

被保険者	被扶養者
実施時期は、通年とする。	実施時期は、通年とする。

Ⅲ-(2). 特定健康診査の実施方法

4. 委託の有無

被保険者	被扶養者
被保険者の特定健診は、各事業所・営業所等が契約する健診機関に委託し実施する。	被扶養者の特定健診は、「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が、委託を受けた実施機関や保険者を代表して集合契約を結び、全国のあらゆる地域で健診を受けられるよう措置する。

5. 受診方法・費用負担

被保険者	被扶養者
各事業所、営業所等で契約する健診機関で受診する。費用負担は、法定項目以外については、当健保組合で負担する。	当健保組合発行の受診券にて、最寄りの健診機関で受診する。その費用は、全額、当健保組合で負担する。

6. 周知・案内方法

被保険者	被扶養者
各事業所、営業所等に直接通知すると共に、当健保組合のホームページなどに掲載する。	当健保組合機関紙等に掲載すると共にホームページなどに掲載する。

7. 健診データの受領方法

被保険者	被扶養者
健診データは、契約健診機関や代行機関を通じ、電子データや結果報告書として随時受領し、当健保組合で保管する なお、保管年数は、5年間とする。	健診データは、契約健診機関や代行機関を通じ、電子データや結果報告書として随時受領し、当健保組合で保管する。 なお、保管年数は、5年間とする。

IV. 特定保健指導の実施方法

1. 実施場所

被保険者	被扶養者
事業所に所属する保健師等が所定の場所で行う。保健師等がいない事業所・営業所等や保健師等に対応が出来ないところは、外部専門機関に委託し実施する。	健診を実施した健診機関や医療機関または健保組合が委託した外部専門機関で実施する。

2. 委託の有無と費用負担

被保険者	被扶養者
事業所の保健師等に対応できない事業所・営業所等は、外部の専門機関に委託し、実施できる体制を措置し、その費用は、健保組合が負担する。	外部専門機関に委託し、その費用は、健保組合が負担する。

3. 実施項目

被保険者	被扶養者
厚生労働省「標準的な健康診査・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。	厚生労働省「標準的な健康診査・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

V. 個人情報の保護

当健保組合は、アマダ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする、また、データの利用者は当健保組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

VI. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、ホームページ等に掲載する。

Ⅶ. 第二期特定健康診査等実施計画の評価および見直し

本計画については、毎年実施状況を評価し、必要に応じて見直しを検討する。

Ⅷ. その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の効果的な実施のため、必要に応じて研修・セミナー等に参加させる。